

ブルガリアからの家きん肉等の輸入停止措置の解除について

平成 29 年 7 月 26 日

ブルガリアにおいて高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたことから、平成 28 年 12 月 21 日付けで同国からの家きん肉等について輸入が停止されていたところですが、今般、ブルガリア家畜衛生当局から提供された情報により、同国における鳥インフルエンザの清浄性を確認したことから、当該輸入停止措置を下記のとおり解除しました。

記

- 1 輸入停止措置を解除する対象地域
ブルガリア全土

- 2 輸入停止措置を解除する対象品目
 - (1) 本日以降にと殺された家きんの肉、臓器等及びこれらの加工品
 - (2) 本日以降に採卵された家きんの卵及びその加工品

- 3 輸入停止措置を解除する対象地域由来の羽毛について、鳥インフルエンザの国内への侵入防止の観点から実施する輸入検査における消毒措置の対象から除外する。ただし、ニューカッスル病又は家きんコレラの発生地域から輸入される羽毛については、引き続き当該消毒措置の対象となる。